

大和高田市農業委員会だより

秋 桜



発行

令和元年12月10日

大和高田市農業委員会

TEL 22-1101(代)

遊休農地の解消に取り組んでいます

農業委員会では、長年耕作されず遊休農地となっていた農地を、農業委員と農地利用最適化推進委員が協力して草刈り・雑木の根やゴミの除去等を行い農地として再生しました。再生した農地は、委員が土庫小学校の子どもたちと一緒に黒豆の植付け・収穫を行ったり、市民農園として貸し出したりして活用しています。



再生した農地を活用して、委員と土庫小学校の子どもたちが一緒に黒豆を植付けて（写真左）、秋に収穫しました（写真右）。



草木が繁茂していた遊休農地（写真左上）を、委員が草刈り・雑木の根やゴミを除去し（写真右）、市民農園として活用するために再生しました（写真左下）。

平成31年～令和元年

農業委員会活動



毎月1回、農業委員総会・農地部会現地調査、利用状況調査(農地パトロール)を行っています。

- 1月 意見交換会開催(市内4地区)
- 2月 農政部会、農地利用最適化推進研修会
農業委員会現地研修会
- 3月 農家アンケート配布
- 4月 農家アンケート回収
- 5月 全国農業委員会長大会(東京)
中和農業推進協議会総会
北葛三市農業委員会連絡協議会総会
都市農業委員会連絡協議会総会
遊休農地解消活動
- 6月 農業委員会農地利用最適化研修会
遊休農地解消活動
- 7月 奈良県農業会議農地利用最適化推進研修会
- 8月 北葛三市農業委員会連絡協議会総会
奈良県都市農業委員連絡協議会総会
奈良県農業会議研修会
- 9月 利用状況調査
- 10月 土庫小学校児童と黒豆の収穫
市長へ意見書提出
- 11月 奈良県都市農業委員会現地研修会
北葛三市農業委員会連絡協議会現地研修会
全国農業委員会代表者集会(東京)
農業者年金加入相談会
- 12月 農業委員会現地研修会



意見交換会(1月)



子どもたちと黒豆を植付け(7月)



定例の農業委員総会

委員会処理案件

H30.12~R1.11

権利事由他	件数	面積(m ²)
農地法第3条(所有権・賃貸借権等の移動)	16	22,890
農地法第4条(転用)	9	6,260
農地法第5条(転用)	22	19,723
農地法第18条(賃貸借権の移動)	13	17,793
農業経営基盤(利用権設定)	40	71,127
畑作転換(形状変更)	5	3,200

農地の所有権を移転したい、耕作権を設定したい、小作権を解約したい、農地に家を建てたり駐車場に使用したい、農地に土を入れて野菜を作りたい



このような場合は、農業委員会へ申請や届出が必要です。

申請等は毎月25日が締切りです。

まずは地元の農業委員、推進委員や事務局までご相談下さい。

ごあいさつ

大和高田市農業委員会

会長 今村 平治郎



農家の皆様方には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は本市農業委員会活動に格別のご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、農業委員の任期も残すところ半年となりました。今年は年始めに市内の4地区で意見交換会を開催し地域の方々にお集まりいただき、貴重なご意見をいただきました。しかしながらどの地域においても次世代の担い手がないことを痛感致しました。休耕される農地が増えることにより水路は使えなくなり近くの農地も耕作出来にくくなるというような悪循環にも陥っています。また区域指定をうけている地域では農地の虫食い状態が起こっております。今、農業委員会としての役割は、農地利用の最適化を進めることが重要とされています。そのためには、今後の地域の農業をどのようにして守っていくのかということを地域ごとで考えて頂き、その未来の計画図であります「人・農地プラン」の作成を農業委員会も参画し地域ごとで進めていかなければなりません。そのためにも、年明けより令和2年7月の委員の任期満了におけるの募集には、地元で活発に活動して頂ける方の応募・推薦を願ってやみません。残る任期も大和高田市の今後の農業発展、農業者のために積極的に行動して参る所存でございますので、ご協力よろしくお願い致します。

農業委員会から 市長に意見書を提出しました



農業委員会では、農業を取り巻く状況や課題を踏まえ、今後の市政に反映されるように、堀内大造市長に「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出しました。

意見書は、令和元年10月18日に、農業委員会を代表して今村平治郎会長、森本輝雄副会長、奥本正嗣副会長が、市長室で堀内市長に手渡しました。

情報

農業者年金で安心して豊かな老後を!

① 農業者の人なら広く加入できる (次の3つの要件を満たせばどなたでも)

国民年金第1号被保険者 **年間60日以上農業に従事** **60歳未満**

② 積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえる (80歳前に亡くなった場合も死亡一時金が遺族に支給)

③ 保険料の額 (月額2万円~6万7千円) は自由に決められる

④ 税制面の優遇措置 (支払った保険料は全額社会保険料控除の対象)

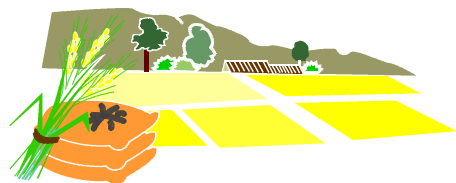
⑤ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある



農業者年金加入相談会の様子

【お問い合わせ】 お近くのJAまたは農業委員会

大切な農地をお貸しください!



「引退を考えている」
「後継者がいない」
「農地を相続したけれど…」

こんなお悩みの時は「なら担い手・農地サポートセンター」にご相談ください。公的機関だから安心です。貸付期間終了後農地は確実に戻ります。契約書の作成や農地法の許可は不要です。

奈良県農地中間管理機構「公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター」

橿原市畝傍町53番地 (TEL 0744-21-5020)

農業経営と暮らしの情報がいっぱい、農業者の視点でお届けします

全国農業新聞

発行日 月4回金曜日

購読料 月700円 (送料込)

申込先 農業委員会事務局または農業委員へ